

【提出書類等チェックリスト】

低未利用土地等確認申請書と添付資料の提出書類一覧表です。

○・・・提出必要 △・・・いずれか提出

| 項目 | 提出書類等 | 市等の確認事項 | |
|-----------------|---|---------------------------------------|---|
| 低未利用土地等であることを確認 | ○ | 別記様式①-1 ※2部提出してください。 | 申請のあった土地等が都市計画区域内であること。 西尾市の場合、佐久島を除く市内全域対象 |
| | ○ | 売買契約書の写し | |
| | いずれかの書類（※1） | | |
| | △ | （1）所在市区町村等が運営する空き地・空き家バンクへの登録が確認できる書類 | 空き地・空き家バンクの登録の際に、更地、空き家又は空き店舗であることを市区町村の担当者又は市区町村と連携する宅地建物取引業者が確認していること 登録の際に確認を行っていない場合は、市区町村の担当者又は市町村と連携する宅地建物取引業者が現地調査により確認していること |
| | △ | （2）宅地建物取引業者が、現況更地・空き家・空き店舗である旨を表示した広告 | 宅地建物取引業者が、現況更地・空き家又は空き店舗の広告を出していること |
| | △ | （3）電気、水道又はガスの使用中止日が確認できる書類（※2） | 電気・水道・ガスの使用中止日が売買契約よりも1カ月以上前であること |
| | △（※3） | （4）その他要件を満たすことを容易に認めることができる書類 | |
| | | 別記様式①-2 | 当該様式により宅地建物取引業者に低未利用土地等であることを証明していること。 |
| | | 2方向以上からの写真（現地調査やヒアリングを併せて受けること）等 | 2方向以上からの写真と併せて現地調査やヒアリングを受けることにより、低未利用土地等であることを確認していること 等 |
| | <p>※1 申請のあった土地等が農地の場合は、農地法(昭和27年法第229号)第30条に基づく農業委員会による利用状況調査の結果、同法第32条第1項各号のいずれかに該当すること（現に耕作の目的に供されておらず、かつ引き続き耕作の目的に供されないと認められること又は農業上の利用の程度が周辺の地域に比して著しく劣っていると認められること）が確認できる場合も可とする。</p> <p>※2 支払い証明書、料金請求書、領収書、お客様情報の開示請求に対する回答書、通帳の写し又はクレジットカードの利用明細(最終の料金引き落とし日が分かるもの)等。</p> <p>※3 上記（1）～（3）を確認する書類を提出できない場合は、いずれかの方法等によっても確認可とする。</p> | | |

○・・・提出必要 △・・・いずれか提出

| 項目 | 提出書類 | 市等の確認事項 | |
|---------------------------------|---------|---------------------------------------|-------------------------|
| 譲渡後の利用についての確認 | いずれかの書類 | | |
| | △ | 別記様式②-1 (宅地建物取引業者の仲介により譲渡した場合) | 譲渡後の利用意向を有しているか確認していること |
| | △ | 別記様式②-2 (宅地建物取引業者を介さず相対取引にて譲渡した場合) | 譲渡後の利用意向を有しているか確認していること |
| | △(※4) | 別記様式③ (宅地建物取引業者が譲渡後の利用について確認した場合) | 譲渡後の利用意向を有しているか確認していること |
| ※4 上記の別記様式②-1及び②-2を提出できない場合に限り可 | | | |

○・・・提出必要 △・・・いずれか提出

| 項目 | 提出書類 | 市等の確認事項 | |
|------------|------|---------------------|---|
| その他の要件の確認等 | ○ | 申請のあった土地等に係る登記事項証明書 | 売買契約のあった年の1月1日において、申請のあった土地等の所有期間が5年を超えること |
| | | | 申請のあった土地等と一筆であった土地からその年の前年又は前々年に分筆された土地等の有無 |
| | | | 前年又は前々年に分筆された土地が「有」の場合、当核分筆された土地等につき低未利用土地等確認書を今回の申請者に交付した実績の有無 |

| 項目 | 提出書類 | 市等の確認事項 | |
|-----|---------|---------|--|
| その他 | 代理申請の場合 | 委任状 | 代理人が申請手続きをする場合は、委任状を提出してください。 |
| | 郵送申請の場合 | 返信用封筒 | 郵送申請の場合は、必ず返信用切手を貼付した封筒(郵便番号・住所・氏名を記入)を同封してください。 |